

山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金 募集要項

1 事業の目的

本事業は、山陰浜田港で水揚げされる水産資源を活用した新商品の開発又は既存商品の改良に対する支援を行い、山陰浜田港の水産物の付加価値向上と消費拡大による水産業の振興を図ることを目的とします。

2 対象事業

山陰浜田港で水揚げされた水産資源を活用した新商品の開発又は既存商品の改良に係る事業

3 対象者

補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。(ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体を除く。)

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和30年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。）
- (2) 市内に主たる事務所又は事業所を有する団体であって、現に経済活動を行い、又は行おうとする団体及び継続的に雇用が見込める団体（NPO法人、社会福祉法人等）
- (3) 市内に主たる事務所又は事業所を有する団体であって、構成員の3分の2以上が前2号に規定する者から成る団体

4 補助金額等

- (1) 補助額 10万円以内
- (2) 補助率 補助対象経費の3分の2以内 ※千円未満切り捨て
※ただし、補助金の総額については、予算の範囲内とします。
- (3) 補助案件 3件程度 ※予算の範囲内において選定します。
- (4) 事業期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月13日（金）までの期間内

5 補助対象経費

- (1) 新商品の開発又は既存商品の改良に係る経費
(専門家謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、原材料費、資材費、機械等装置費、機器・物品等リース料、外注費、デザイン購入費)
- (2) 新商品又は改良した既存商品の販路開拓を目的とした商談会等への出展に係る経費
(旅費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、出店料、展示装飾料、物品リース料、使用料)
- (3) その他会長が適当と認める経費

6 募集期間

令和7年11月17日（月）から同年12月26日（金）午後5時まで（書類必着）。

7 申請方法等

上記「6 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申請書類を持参又は郵送で提出してください。

- (1) 山陰浜田港・新商品開発販売支援事業補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

8 補助対象案件の選定

申請内容について、浜田市水産業振興協会において主に下記の項目を審査し、補助対象案件を選定します。

- ・商品の優位性（市場動向や消費者ニーズに適合した商品であるか。）
- ・水産業への寄与（本事業の実施により水産物の消費拡大及び魚価向上に寄与するか。）

9 その他

- (1) 国や県など、他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている事業については、交付申請を行うことはできません。
- (2) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

10 お問い合わせ・申し込み先

浜田市水産業振興協会

担当：水谷、竹林

〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田市水産振興課内

電話 0855-25-9520 FAX0855-23-3701

Email:suisan@city.hamada.lg.jp